

問Ⅵ - 1 - ⑤（公益目的事業財産）

一般社団法人について法律上認められている基金は拠出者への返還義務がありますが、公益目的事業財産に含めなければならないのでしょうか。

答

- 1 基金制度は、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度で、法人の任意で設けることができます（一般社団・財団法人法第 131 条）。
- 2 基金として受け入れた財産は拠出者への返還義務があるため、寄附金、補助金など公益目的事業財産に含まれる財産のいずれにも該当しないことから（公益法人認定法第 18 条各号）、公益目的事業財産にはなりません。
- 3 遊休財産額（公益法人認定法第 16 条）を算出するにあたっては、基金は負債に含めて計算しますので、法人の資産から負債を控除した上で、使途に拘束がかかっていない財産額を算定するという遊休財産額の計算方法では、基金は遊休財産額には含まれないこととなります（公益法人認定法施行規則第 22 条第 2 項第 1 号）。
- 4 なお、基金は、貸借対照表上は純資産の部に計上します（一般社団・財団法人法施行規則第 31 条）。